

比田勝港における動物検疫キャンペーンの実施

- ◎ 韓国の釜山広域市の野生いのししにおけるアフリカ豚熱感染確認に伴い、動物検疫所では各空港・港において畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、車両消毒、携帯品検査等を強化
- ◎ 韓国釜山からのフェリー（パンスター、NINA）が毎日到着する比田勝港（対馬）において、動物検疫キャンペーンを開催

キャンペーンの概要

開催日	令和6年2月8日 (令和5年度は8月、12月にも実施)
入国者数	374名 (PANSTAR) 430名 (NINA)
合同参加者	長崎県対馬家畜保健衛生所
取材対応	対馬市CATV 西日本新聞 読売新聞 長崎新聞
内容	・検疫探知犬の出動 ・広報資材（ポスター、のぼり等）の掲示 ・広報資材（リーフレット、ポケットティッシュ等）の配布

↓ 広報資材（ハングル語ののぼり）



↓ 検疫探知犬の出動



← 到着フロアでの広報資材の配布



鹿児島空港における韓国からのチャーター便対応

◎ ゴルフツアー客を乗せた韓国からのチャーター機の到着に合わせ、ゴルフツアー客が携行するゴルフシューズ等の洗浄・消毒を強化

検査対応の概要

検査日	令和6年3月1日
対象機	大韓航空9785便（仁川発）
検査時間	10時45分～11時31分
検査対応	- 動物検疫所の職員6名で対応 - 消毒マットによる靴底消毒 - 税関検査場内でのアナウンス - 靴底消毒ポスター掲示 - 全旅客への声掛け（畜産物等の所持、靴底消毒の実施等） - ゴルフシューズの消毒（消毒カウンター2か所設置。78足実施） - 携帯品検査

1. 到着フロアでの靴底消毒の実施、アフリカ豚熱に係る注意喚起ポスターの掲示



2. 税関フロアでの旅客への声掛け（プラカードを用いて、畜産物の所持やゴルフシューズの洗浄・消毒への協力依頼）



3. ゴルフシューズの洗浄・消毒



ゴルフ場へのゴルフシューズ等消毒の徹底に関する協力依頼

- 我が国の観光業と畜産業の両立を図るため、動物検疫に係る周知、ゴルフ場の施設内におけるポスターの掲示及びゴルフ場利用前後の靴底等の洗浄・消毒の実施に係る協力依頼を県及び農政局と共に実施

1. ゴルフ場用ポスターの作成



2. 九州管内の韓国資本のゴルフ場への対面説明（11か所）

- ゴルフシューズ等の洗浄・消毒への協力依頼
- ポスターの掲示依頼
- 動物検疫に係る広報

県	ゴルフ場件数	対応日
佐賀県	3件	2/29
		3/8
		2/29
大分県	1件	2/26
長崎県	2件	2/27
		2/26
熊本県	4件	2/22
		2/22
		2/22
		2/22
		2/22
鹿児島県	1件	2/29



春節期間における動物検疫キャンペーンの実施

- ◎ 春節期間における国際便の旅客数増加等に適切に対応するため、動物検疫所では各空港・港において畜産物の持込み禁止に関する広報、口頭質問、携帯品検査等を徹底。
- ◎ 各空港・港の動物検疫所において都道府県や日本養豚協会と連携し、動物検疫キャンペーンを開催

実施日	空港・港	共同実施団体
令和6年2月2日	福岡空港	・都道府県畜産課 ・都道府県家畜保健衛生所 ・日本養豚協会 ・都道府県養豚協会 ・植物防疫所 ・税関 等
令和6年2月5日	成田空港	
令和6年2月7日	羽田空港	
令和6年2月9日	新千歳空港	
	関西空港	
	那覇空港	
令和6年2月12日	中部空港	※それぞれの空港・港によって、共同実施団体は異なる



【羽田空港】東京都、日本養豚協会、植物防疫所と連携して広報キャンペーンを実施



【那覇空港】動検、植防、税関で連携し、それぞれのマスコットキャラクターによる広報風景



【新千歳空港】北海道畜産振興課、各家畜保健衛生所、植物防疫所と連携して広報キャンペーンを実施

家畜伝染病予防法違反事案の対応の厳格化概要

1. 申告がないのに**肉製品等の所持が発覚**
2. 違反者の**パスポート情報等をデータベース化**
3. **警告書**の交付
4. 悪質性が認められる場合は**警察に通報・告発**
5. **罰則**は三年以下の**懲役**又は**300万円**以下の**罰金**
(法人に対しては最高5,000万円)

※令和2年7月1日に
家畜伝染病予防法
一部改正の施行に伴う罰則強化

税関検査場



動物検疫所カウンター

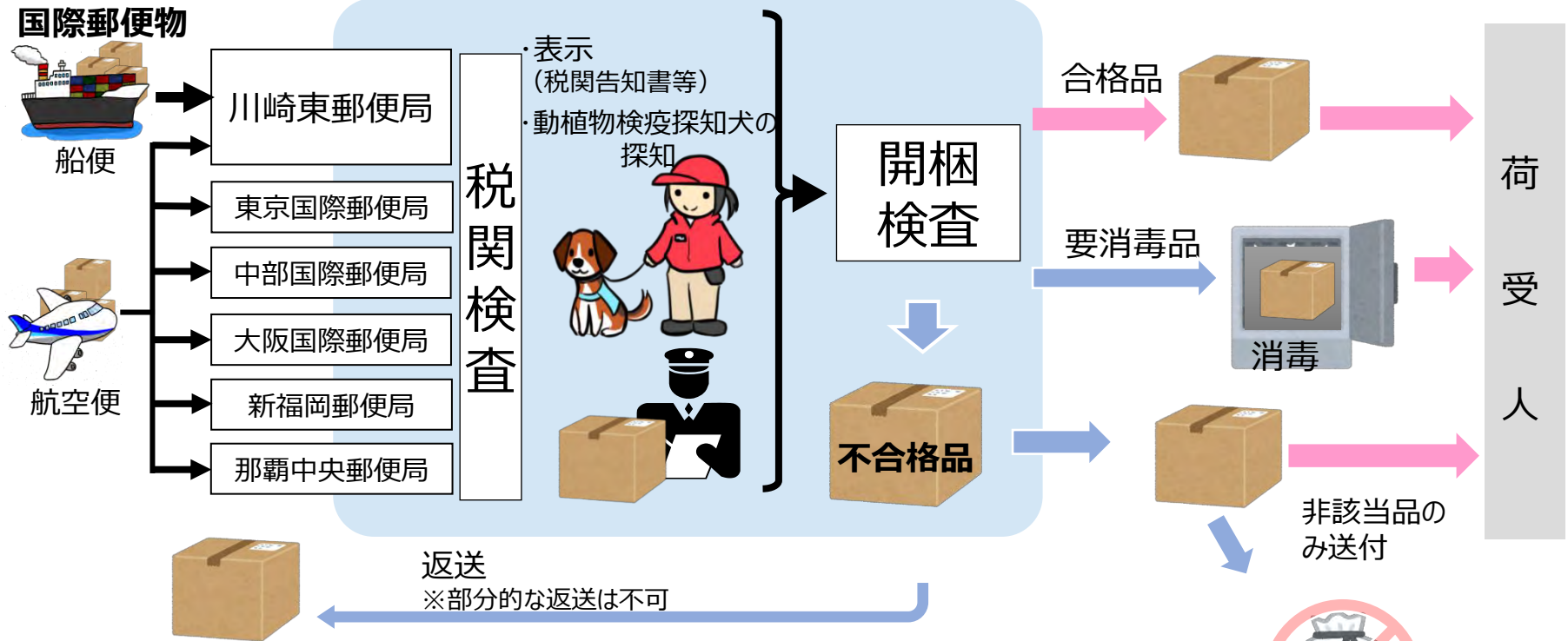


悪質な場合



国際郵便物の輸入検査

- ・全国の国際郵便局（6 か所）において、日本郵便及び税関と協力して検査を実施
- ・権限強化等による違反品の急増



国際郵便物の違反畜産物摘発件数及び重量

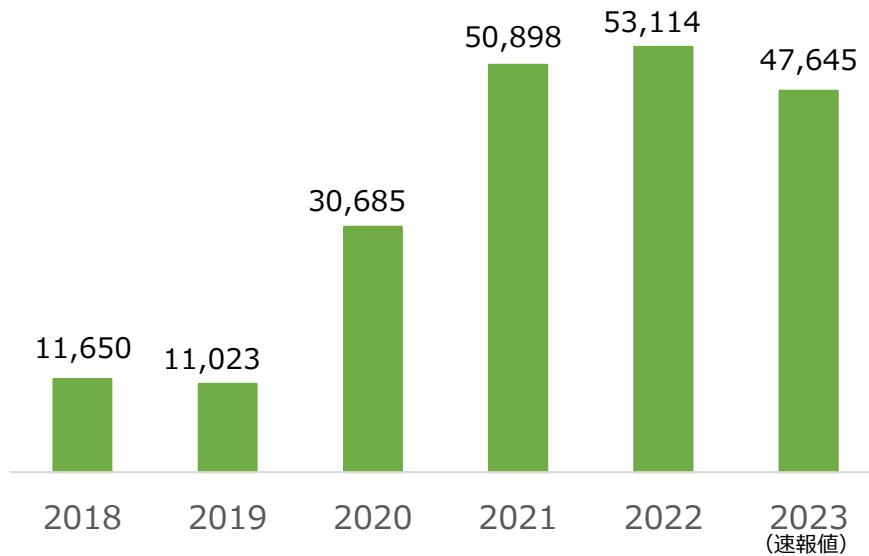
年度	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 (速報値)
摘発件数 (重量)	11,023件 (15,071 kg)	30,685件 (47,918 kg)	50,898件 (85,703 kg)	53,116件 (85,683 kg)	47,645 (73,095kg)



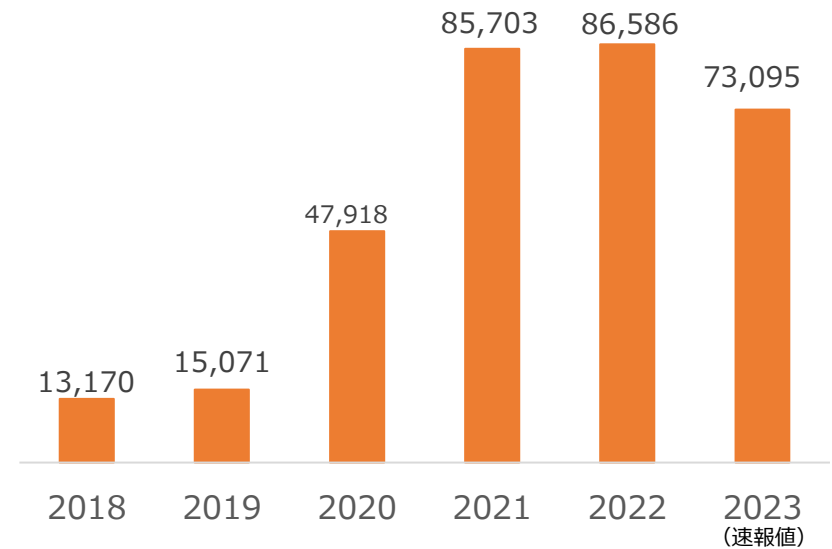
**不合格品
焼却**

郵便物で持ち込まれた違法畜産物の摘発状況

郵便物による輸入禁止品等の件数（件）



郵便物による輸入禁止品等の数（kg）



○摘発上位国・地域の状況（件数順）
＜2022年＞

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	中国	42,115	46,937
2	ベトナム	5,818	34,535
3	アメリカ	1,095	496
4	モンゴル	952	662
5	タイ	891	1,659
6	韓国	288	387

＜2023年（速報値）＞

	国・地域	件数（件）	重量（kg）
1	中国	34,095	40,693
2	ベトナム	7,792	26,224
3	モンゴル	1,116	832
4	アメリカ	981	379
5	タイ	963	1,237
6	インドネシア	499	766

本日の内容

1. 動物検疫の概要
輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

輸出畜産物の検査の流れ



1 相手国政府の受入条件確認

2 輸出検査申請

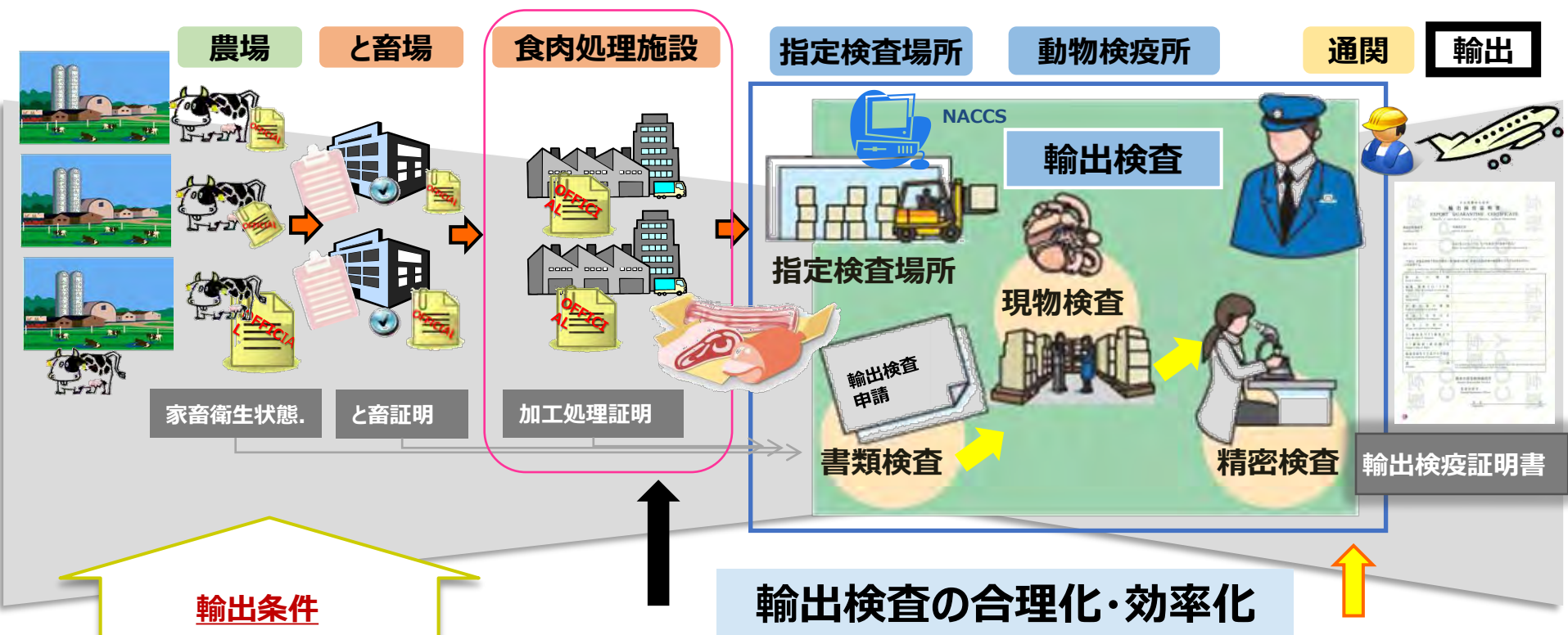
3 輸出検査の実施

4 輸出検疫証明書の交付

通関手続・輸出許可

検査場所は、動物検疫所または
家畜防疫官が指定した場所

牛肉等の畜産物の輸出検査（家畜伝染病予防法）



- + 家畜伝染病発生状況、農場における衛生管理状況の確認
(都道府県家畜保健衛生所：家畜伝染病予防法)
- + と畜場・食肉加工施設における衛生・品質管理状況の確認
←輸出国の認定施設
(地方自治体保健所等：と畜場法、食品衛生法)
- + 保管・輸送中の衛生状態の確認

★書類検査の一環としての現地調査を実施
輸出先国の条件との適合状況や
工場のシステム全体を幅広く確認

- ☑ 原料・製造工程の管理方法
- ☑ 作業手順書等
- ☑ 作業員の教育方法 等

⇒現地調査済み施設として所内で共有

- ★輸出検査時の
- ☑ 添付書類の省略
(製品説明書等)
 - ☑ 現物検査の省略
(抜き打ちで実施)
 - ☑ サンプル検査を実施
(指定施設への搬入が不要)

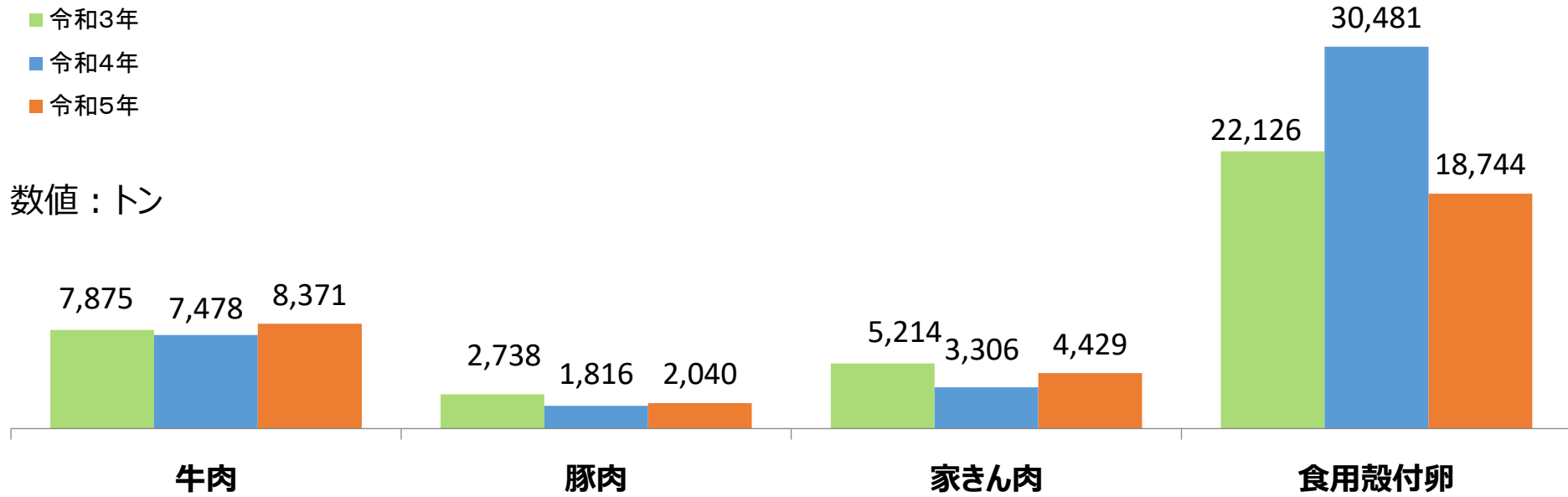
輸出者のメリット

農林水産物の輸出促進、2030年に輸出額 5 兆円目標の達成目標

牛肉等の畜産物の輸出検査（家畜伝染病予防法）

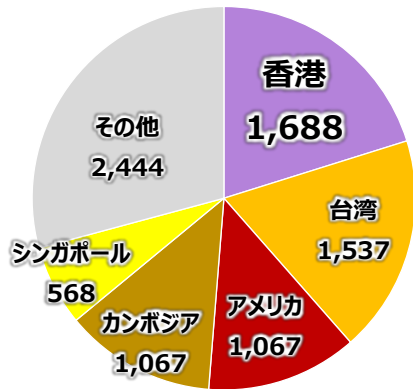
■ 令和3年
■ 令和4年
■ 令和5年

数値：トン

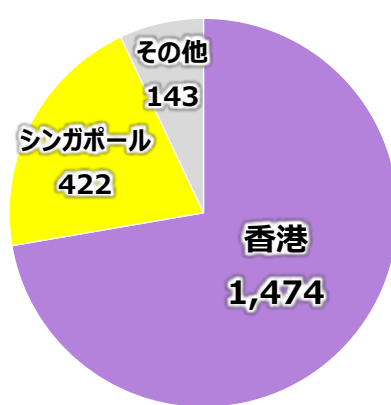


令和5年国・地域別内訳（数値：トン）（速報値）

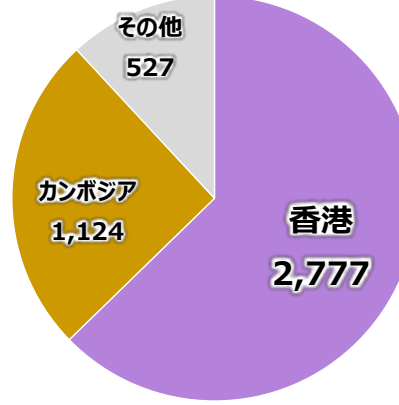
牛肉



豚肉



家きん肉



食用殻付卵

